

健生難発 0620 第 1 号
令和 6 年 6 月 20 日

公益社団法人日本精神科病院協会 会長 殿

厚生労働省健康・生活衛生局難病対策課長
(公印省略)

「ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律の一部を
改正する法律」の公布及び施行について（協力依頼）

平素より厚生労働行政に御理解、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

「ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律の一部を改正
する法律」（令和 6 年法律第 57 号。以下「改正法」という。）については、本年
6 月 12 日に国会で可決・成立し、同年 6 月 19 日に公布・施行されたところで
す。

改正法により、「ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律」
（令和元年法律第 55 号。以下「法」という。）に基づく補償金の請求期限は、令
和 11 年 11 月 21 日まで延長されることになりました。

つきましては、法の円滑な施行に当たり、貴会におかれましても、改めて下記
の事項につき、御理解、御協力をいただくとともに、管下の医療機関等にも周知
していただきますようお願いいたします。

記

1. 制度の周知

法において、国は、補償金の支給手続等についての周知を行うこととされ
ており、厚生労働省においては、地方自治体の行政広報誌や公共交通広告、
ホームページを通じた周知などに取り組んできたところです。

貴会におかれましても、引き続き、管下の医療機関等でのリーフレット
（別添 1）の配布や、メールマガジン等による厚生労働省の相談窓口の案内
等を行っていただくなど、制度の周知に御協力いただきますようよろしくお
願いします。

2. 請求者に係る記録の調査等

法において、厚生労働大臣は、補償金の支給を受けようとする者の請求
に基づき、当該支給を受ける権利の認定を行うこととされており、当該者

は、厚生労働大臣に、請求書を提出しなければならないこととされています。請求書には、請求者と一定の家族関係を有したことがある者がハンセン病元患者（法第2条第1項に規定する「ハンセン病元患者」をいう。以下同じ。）であることを証明することができる書類を添付する必要があります。らい予防法（昭和28年法律第214号）が施行されていた当時、ハンセン病療養所以外の医療機関を受診していたハンセン病患者も存在していることから、ハンセン病の治療に係るカルテや診断書等の記録が当該医療機関に残っている可能性があります。また、当該医療機関に記録が残っていても、在職している医師や職員から当該請求者がハンセン病に罹患していた事実に関する証言が得られるのであれば、認定にあたっての重要な判断材料となります。各医療機関において、請求者からカルテ等の請求を受けた場合には、可能な限り速やかに関係資料を提供していただきますようお願いいたします。

なお、請求者への関係書類の提供に当たっては、本人（個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）第2条第4項に規定する「本人」をいう。）の同意が得られていることを確認するなどの個人情報保護法に則った対応により、ハンセン病元患者のプライバシーの保護に十分配慮いただくようお願いいたします。

3. 医師の意見書の作成等

施行規則において、補償金を請求する際には、請求者は、「請求に係るハンセン病元患者が法第2条第1項各号に掲げる者に該当することを証明することができる書類」を請求書に添付することとされており、請求者は、施行規則第4条第4号各号に規定する金銭の支払を受けたことを証明することができる資料や、請求に係るハンセン病元患者が平成8年3月31日までの間にハンセン病療養所に入所していたことを証明することができる在園証明書等を提出する必要があります。

他方で、前述の金銭の受給歴やハンセン病療養所への入所歴がないハンセン病元患者がいることも否定できないため、万が一、上述の書類が提出できない場合には、ハンセン病元患者のハンセン病の発病歴及び発病時期に関する医師の意見書の提出を求めることとしております。

各医療機関におかれては、請求者から求めがあった場合には、可能な限り意見書の作成又はハンセン病を専門とする医師の紹介に御協力をよろしくお願いいたします。なお、ハンセン病を専門とする医師については、必要に応じ、国立ハンセン病療養所にお問い合わせください。

あわせて、意見書の作成等に当たっては、請求者のプライバシー保護に十分配慮いただくようお願いいたします。

別添 1：ハンセン病元患者家族に対する補償金に関するリーフレット

別添 2：ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律関係資料
(官報、通知)

<参考>ハンセン病元患者家族に対する補償金に関する Q & A

(厚生労働省ホームページ)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/hansen/index.html

(照会先)

厚生労働省健康・生活衛生局難病対策課

ハンセン病元患者家族補償金支給業務室

担当：山崎、鈴木、榎本

電話：03-5253-1111 (内線 2148、2149)

hoshoukin@mhlw.go.jp

ハンセン病元患者の御家族の皆様へのお知らせ

～補償金の支給制度について～

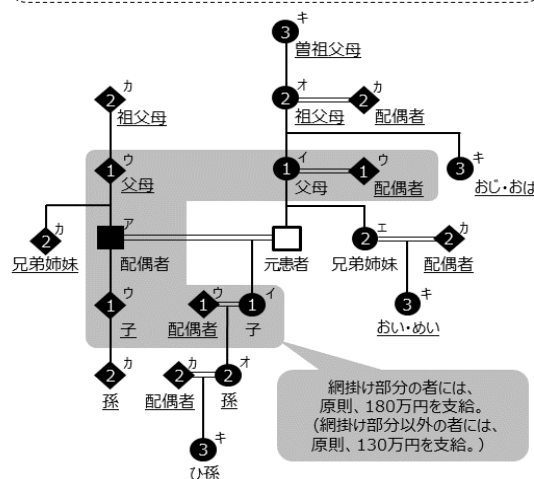
- 令和元年(2019年)11月15日に、議員立法により「ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律(令和元年法律第55号。以下「法」という。)」が成立し、同年11月22日に公布・施行されました。また、令和6年(2024年)6月12日に、議員立法により「ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律の一部を改正する法律」が成立し、同年6月19日に公布・施行され、補償金の請求期限が令和11年(2029年)11月21日まで延長されました。
- 法の前文では、ハンセン病の隔離政策の下、ハンセン病元患者家族等が、偏見と差別の中で、ハンセン病元患者との間で望んでいた家族関係を形成することが困難になる等長年にわたり多大の苦痛と苦難を強いられてきたにもかかわらず、その問題の重大性が認識されず、これに対する取組がなされてこなかった、その悲惨な事実を悔悟と反省の念を込めて深刻に受け止め、深くおわびする旨が述べられています。
- 法に基づき、対象となるハンセン病元患者の御家族の方々に補償金を支給いたします。

1. 補償金の支給対象となる方及び補償金の額について

平成8年(1996年)3月31日までの間(らい予防法が廃止されるまでの間)にハンセン病の発病歴(※1)・国内等居住歴(※2)のある方と次のア～キの関係にあったことがある方(※3)であって、現在、生存されている方が対象となります。なお、「配偶者」には、事実婚の配偶者も含みます。

	対象者	補償金の額
ア	配偶者	180 万円
イ	親、子	
ウ	1親等の姻族等(※4)であって、ハンセン病歴のある方と同居(※5)していた方	
エ	兄弟姉妹	130 万円
オ	祖父母・孫であって、ハンセン病歴のある方と同居(※5)していた方	
カ	2親等の姻族等(※6)であって、ハンセン病歴のある方と同居(※5)していた方	
キ	曾祖父母・ひ孫・おじ・おば・おい・めいであって、ハンセン病歴のある方と同居(※5)していた方	

- ：血族
 - ・親子や兄弟姉妹のように、血縁関係がある者
 - ・養子と、養親及びその血族
 - ◆：姻族
 - ・配偶者の血族又は血族の配偶者
- 1～3：親等数(下線付きの者は、元患者と対象期間に同居していたことがある場合のみ対象。)



- ※1 ハンセン病療養所への入所歴の有無やハンセン病が治癒した時期は問いません。ただし、台湾、朝鮮等の本邦以外の地域の方で、日本に居住したことのない場合には、昭和20年(1945年)8月15日までにハンセン病を発病した方に限ります。
- ※2 昭和20年(1945年)8月15日までの台湾、朝鮮等の本邦以外の地域を含みます。
- ※3 ハンセン病歴のある方のハンセン病の発病(発病時にハンセン病歴がある方が国内等に居住していなかった場合は、当該者が国内等に住所を有するに至った時)から平成8年(1996年)3月31日まで(台湾、朝鮮等の本邦以外の地域に居住している方で、日本に居住したことのない場合は、昭和20年(1945年)8月15日まで)の間に当該ハンセン病歴のある方とア～キの関係にあったことがあり、当該関係があった期間に国内等居住歴(※2)がある方が対象です。
- ※4 1親等の姻族等には、親・子の配偶者及び配偶者の親・子が含まれます。
- ※5 「同居」とは、発病から平成8年(1996年)3月31日までの間に生活の本拠を同一にしていたことを意味し、休暇時の帰省等の一時的な滞在は含みません。
- ※6 2親等の姻族等には、祖父母・兄弟姉妹・孫の配偶者及び配偶者の祖父母・兄弟姉妹・孫が含まれます。

2. 補償金の請求手続について

- ・ 請求書は、厚生労働省(下記の補償金担当窓口)に郵送してください。記載は日本語のみ可。
- ・ 請求書の様式は、厚生労働省のホームページ(ダウンロード)に掲載しているほか、御連絡をいただければ個別に郵送いたします。
- ・ 請求期限は令和11年(2029年)11月21日までです。
- ・ 詳しくは、厚生労働省のホームページに掲載している、「ハンセン病元患者家族に対する補償金Q&A」を参照ください。

<請求書の記載事項や添付書類について>

- 請求書には、様式に沿って、元患者がハンセン病の診断を受けた年月日又はハンセン病療養所に入所していた年月日、療養所の名称及び所在地、元患者との関係性などを記載してください。
- 請求書を提出する際には、以下の資料を添付してください(※印のものは、厚生労働省ホームページに様式を掲載しています)。
 - ・ 添付書類チェックシート(※)
 - ・ 住民票の写しなど請求者の氏名、性別、生年月日、住所又は居所を証明する書類
 - ・ 請求者の家族であったことがある方で平成8年3月31日までのハンセン病の発病歴があることを証明する書類
 - ・ 請求者及びハンセン病歴のある方それぞれが国内等居住要件を満たすことを証明する書類
 - ・ 請求者が上記※3の期間にハンセン病歴のある方と請求書に記載の家族関係であったことを証明する書類
 - ・ 請求者が上記1. ウ、オ、カ又はキである場合、当該ハンセン病歴のある方と※3の期間に同居していたことを証明する書類
 - ・ 補償金の振込みを希望する金融機関の名称及び口座番号を明らかにすることができる書類(通帳やキャッシュカードの写しなど)
 - ・ その他請求に係る事実を証明する資料(例：国立ハンセン病療養所の入所期間証明書、戸籍謄本、関係者の陳述書など)
 - ・ 添付書類の日本語訳(外国語で作成された添付資料がある場合のみ)

3. 担当窓口

請求書の提出や請求に関する御相談については、厚生労働省(健康・生活衛生局難病対策課ハンセン病元患者家族補償金支給業務室)の下記の相談窓口に御連絡ください。

厚生労働省 補償金相談窓口

電話番号 **03-3595-2262**

受付時間 10:00~16:00
(月曜日から金曜日。土日祝日、年末年始を除く。)

宛先 〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2
厚生労働省健康・生活衛生局補償金担当宛て

メールアドレス hoshoukin@mhlw.go.jp



(号 外)
独立行政法人国立印刷局

目次

〔法 律〕

○地域の自主性及び自立性を高めるた

めの改革の推進を図るための関係法

律の整備に関する法律 (五三)

○公共工事の品質確保の促進に関する

法律等の一部を改正する法律 (五四)

○障害のある児童及び生徒のための教

科用特定図書等の普及の促進等に関

する法律の一部を改正する法律

(五五)

○地球温暖化対策の推進に関する法律

の一部を改正する法律 (五六)

○ハンセン病患者家族に対する補償

金の支給等に関する法律の一部を改

正する法律 (五七)

○スマートフォンにおいて利用される

特定ソフトウェアに係る競争の促進

〔府 令〕

○道路交通法施行規則の一部を改正す

る内閣府令 (内閣府五九)

〔公 告〕

諸事項

裁判所

破産、免責、再生関係

特殊法人等

独立行政法人住宅金融支援機構参加
者の有無を確認する公募手続に係る
参加申込書の提出を求める公示関係

地方公共団体

教育職員免許状失効、行旅死亡人間

係

会社その他

会社決算公告

別添1

本号で公布された
法令のあらまし

◇地域の自主性及び自立性を高めるための改革の
推進を図るための関係法律の整備に関する法律
(法律第五三三号) (内閣府本府)

1 昨年一二月に閣議決定した対応方針に基づ
き、地方が自らの発想でそれぞれの地域に合っ
た行政を行うことができるようにするため、地
方公共団体に対する義務付け・枠付けの見直し
等を行うこととし、関係法律の改正を行うこと
とした。

2 この法律は、一部の規定を除き、令和七年四
月一日から施行することとした。

◇公共工事の品質確保の促進に関する法律等の一
部を改正する法律(法律第五四号) (国土交通省)
1 公共工事の品質確保の促進に関する法律の一
部改正関係

1 基本理念
基本理念として、次に掲げる規定を追加す
ることとした。

(一) 公共工事等に関する技術の研究開発等の
推進及びその新たな技術としての活用(第
三条第六項関係)

(二) 公共工事等に従事する者の休日等の労働
環境の適正な整備についての配慮(第三条
第九項関係)

(三) 新たな技術を活用した資材、機械、工法
等の効果の適切な評価等によるその活用へ
の配慮(第三条第二項関係)

(四) 各段階における情報通信技術の活用等を
通じた生産性の向上への配慮(第三条第一
三項関係)

(五) 脱炭素化に向けた技術等の活用への配慮
(第三条第一四項関係)

2 発注者等の責務
公共工事等の発注者等の責務として、次に
掲げる規定を追加することとした。

(一) 協定に基づき実施を要請する災害応急対
策工事等に係る3(三)の保険契約の保険料等
を的確に反映した積算により、予定価格を
適正に定めること。(第七条第一項第一号関
係)

(二) 総合的に価値の最も高い資材等の採用に
当たって、予定価格を適正に定めるとも
に、発注に関し、経済性に配慮しつつ、総
合的に価値の最も高い資材等を採用するよ
う努めること。(第七条第一項第二号及び第
六号関係)

(三) 地域の実情を踏まえ、競争参加資格等の
入札に関する事項を適切に定めること。(第
七条第一項第七号関係)

(四) 地域で十分に普及していない技術を有す
る事業者と地域の事業者との連携等の措置
を講ずること。(第七条第一項第八号関係)

(五) 災害からの迅速な復旧復興に必要な能力
を有する事業者と地域の事業者との連携等
の措置を講ずること。(第七条第一項第九号
関係)

(六) 契約に資材等の取引価格の変動に基づく
請負代金の額の変更等の定めを設け、その
適用の基準を策定するとともに、適切に請
負代金の額の変更を行うこと。(第七条第一
項第一三三号関係)

(七) 発注関係事務の実施に関し、情報通信技
術の活用等に努めること。(第七条第四項関
係)

(八) 災害時の被害状況の把握に関し、必要な
知識等を有する者を活用するよう努めるこ
と。(第七条第六項関係)

(九) 目的物の維持管理を、その備えるべき品
質が将来にわたり確保されるよう、生産性
の向上に配慮しつつ、情報通信技術の活用
等により適切に実施するよう努めるととも
に、当該維持管理を広域的又は包括的に行
うときは、必要な連携体制の構築に努める
こと。(第七条第七項関係)

3 受注者等の責務
公共工事等の受注者等の責務として、次に
掲げる規定を追加することとした。

(一) 新たな技術を活用した資材、機械、工法
等を効果的に活用する能力の向上及び技能
労働者等に係る休日等の労働環境の改善に
努めること。(第八条第三項関係)

- (一) 削減等が行われた温室効果ガスの量の検証及び記録
- (1) (一)の(3)による通知を受けた者は、国際協力排出削減量口座簿に開設された口座にその実施した国際温室効果ガス排出削減等協力事業による国際協力排出削減量の増加の記録をすることについての申請書を主務大臣に提出するものとした。(第五七条の四第一項関係)
- (2) 主務大臣は、(1)により提出された申請書の内容を踏まえ、当該相手国の権限ある当局と協議して、その同意があつた場合は、国際協力排出削減量の増加の記録をすることができるとした。(第五七条の四第五項関係)
- 6 国際協力排出削減量の管理
- (一) 国際協力排出削減量口座簿の作成等
- 主務大臣は、国際協力排出削減量口座簿を作成し、国際協力排出削減量の取得、保有及び移転を行うため、政府保有口座及び法人等保有口座を開設するものとした。(第五七条の六第一項関係)
- (二) 振替手続
- 国際協力排出削減量の取得及び移転は、主務大臣が、国際協力排出削減量口座簿において、当該国際協力排出削減量についての減少又は増加の記録をすることにより行うものとした。(第五七条の一一第一項関係)
- (三) 国が決定する貢献のための利用
- 無効化を行う国際協力排出削減量は、パリ協定第六条3の規定に基づく日本国及び当該国際協力排出削減に係る相手国の承認を受けたものでなければならぬものとした。(第五七条の一八関係)
- 7 指定実施機関
- (一) 主務大臣は、その指定する者(二)において「指定実施機関」という。)に、5及び6の規定による主務大臣の事務(二)において「国際協力排出削減関係事務」という。)の全部又は一部を行わせることができるものとした。(第五七条の一九第一項関係)
- (二) 指定実施機関の指定は、全国に一を限り、国際協力排出削減関係事務を行うものとする者の申請により行うものとした。(第五七条の一九第二項関係)
- (三) その他所要の規定の整備を行うこととした。(第五七条の一九第三項及び第四項並びに第五七条の二〇、第五七条の三三関係)
- 8 温室効果ガスの排出の量がより少ない日常生活用品等の普及の促進
- (一) 事業者は、日常生活用品等の製造等を行うに当たっては、その利用並びに資材及び原材料の調達、製造、輸入、販売又は提供、廃棄その他の取扱い(以下「利用等」という。)に伴う温室効果ガスの排出の量がより少ないものの製造等を行うとともに、当該日常生活用品等の利用等に伴う温室効果ガスの排出に関する正確かつ適切な情報の提供を行うように努めるものとした。(第二四条第一項関係)
- (二) 政府は、日常生活用品等の製造等を行う者による当該日常生活用品等の利用等に伴う温室効果ガスの排出の量に関する情報の提供の促進その他の温室効果ガスの排出の量がより少ない日常生活用品等の普及の促進を図るために必要な措置を講ずるよう努めるものとした。(第五九条関係)
- 9 環境大臣による地球温暖化防止活動の促進
- 環境大臣は、日常生活に関する温室効果ガスの排出の量の削減等に資する生活様式等の改善その他の地球温暖化対策の推進を図るための活動の促進に努めるものとした。(第四一条関係)
- 10 削減量口座簿等に係る規定を削り、その他所要の規定の整備を行うこととした。(第九章及び第九章の二関係)
- 11 施行期日
- この法律は、一部の規定を除き、令和七年四月一日から施行することとした。
- ◇ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律の一部を改正する法律(法律第五七号)(厚生労働省)
- 1 補償金の支給の請求期限の延長
- 補償金の支給の請求の期限を五年延長し、ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律の施行の日(令和元年一月二日)から起算して一〇年を経過する日(令和十一年一月二日)までとすることとした。(第九条第二項関係)
- 2 施行期日
- この法律は、公布の日から施行することとした。
- ◇スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律(法律第五八号)(公正取引委員会)
- 1 目的
- この法律は、我が国においてスマートフォンが国民生活及び経済活動の基盤としての役割を果たしていることに鑑み、スマートフォンの利用に特に必要な特定ソフトウェアの提供等を行う事業者に対し、特定ソフトウェアの提供等を行う事業者としての立場を利用して自ら提供する商品又は役務を競争上優位にすること及び特定ソフトウェアを利用する事業者の事業活動に不利益を及ぼすことの禁止等について定めることにより、特定ソフトウェアに係る公正かつ自由な競争の促進を図り、もって国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とすることとした。(第一条関係)
- 2 定義(第二条関係)
- (一) この法律において「基本動作ソフトウェア」とは、スマートフォンに組み込まれ、主としてスマートフォンの中核演算処理装置における演算の制御その他のスマートフォン動作の制御を行うための情報処理を行うよう構成されたソフトウェアをいうこととした。
- (二) この法律において「個別ソフトウェア」とは、スマートフォンに組み込まれ、基本動作ソフトウェアを通じて電子メールの送受信、地図の表示その他のスマートフォン利用者の個別の用途に供されるよう構成されたソフトウェアをいうこととした。
- (三) この法律において「特定ソフトウェア」とは、基本動作ソフトウェア、アプリストア、ブラウザ及び検索エンジンを総称することとした。
- (四) この法律において「個別アプリ事業者」とは、個別ソフトウェアを提供する事業者をいうこととした。
- 3 公正取引委員会は、特定ソフトウェアの提供等を行う事業者のうち、特定ソフトウェアの種類ごとに定める所定の規模以上の事業を行うものを、4から6までの規定の適用を受ける者として指定することとした(以下、指定を受けた事業者を「指定事業者」という。)(第三条関係)
- 4 指定事業者は、その指定に係る特定ソフトウェアについて、(一)から(四)までの行為をしてはならないこととした。
- (一) 他の事業者による当該特定ソフトウェアの利用等に伴い取得したデータを、当該他の事業者と競争関係にある商品又は役務の提供のために使用すること(第五条関係)
- (二) その指定に係る基本動作ソフトウェア又はアプリストアにおける利用条件及び取引の実施について、不正な取扱いをすること(第六条関係)
- (三) サイバーセキュリティの確保等のために必要であつて他の行為によつてその目的を達成することが困難であるときを除き、その指定に係る基本動作ソフトウェアを通じて提供されるアプリストアについて、他の事業者がアプリストアを提供することを妨げること等(第七条関係)
- (四) サイバーセキュリティの確保等のために必要であつて他の行為によつてその目的を達成することが困難であるときを除き、その指定に係るアプリストアを通じて個別アプリ事業者が個別ソフトウェアを提供する際に、支払手段に係る条件を付すること等(第八条関係)
- (五) その指定に係る検索エンジン上で検索結果を表示する際に、正当な理由がないのに、自らが提供する商品又は役務を競争関係にある他の商品又は役務よりも優先的に取り扱うこと(第九条関係)

(地方自治法の一部改正)

第五條 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。
別表第一地球温暖化対策の推進に関する法律(平成十年法律第十七号)の項第二号中「及び第十一項第三号」これらの規定を第二十二号の三第五項及び第二十二号の四第二項を「第二十二号の三第五項及び第二十二号の四第二項において準用する場合を含む。」及び第十一項第三号(第二十二号の三第五項、第二十二号の四第二項及び第二十二号の五第九項)に改め、同項第三号中「第二十二号の二第四項第七号」を「第二十二号の二第四項第九号」に改め、同項第四号中「第二十二号の二第四項第八号」を「第二十二号の二第四項第十号」に改め、同項第五号中「及び第二十二号の四第二項」を「第二十二号の四第二項及び第二十二号の五第九項」に改め、同項第六号中「含む。」の下に「及び第二十二号の五第十項」を加え、同項第七号中「含む。」の下に「及び第二十二号の五第十項」を「第二十二号の二第十項第三号」の下に「並びに第二十二号の五第五項の規定により読み替えて適用する第二十二号の二第四項第四号」を加え、同項に次の一号を加える。
八 第二十二号の五第八項の規定により読み替えて適用する第二十二号の二第四項第十号の規定により廃棄物の処理及び清掃に関する法律第二十四号の二第一項の政令で定める市が処理することとされている事務(同法第十五条の三の三第一項に係るものに限る。)

(農業協同組合法の一部改正)

第六條 農業協同組合法(昭和二十二年法律第三十二号)の一部を次のように改正する。
第十條第六項第十三号中「算定割当量」を「国際協力排出削減量」に、「第二條第七項」を「第二條第八項」に改め、同條第七項第七号中「算定割当量」を「国際協力排出削減量」に改める。
(金融商品取引法の一部改正)

第七條 金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)の一部を次のように改正する。
第八十七條の二第二項ただし書中「算定割当量」を「国際協力排出削減量」に、「第二條第七項」を「第二條第八項」に改める。
(中小企業等協同組合法の一部改正)

第八條 中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。
第九條の八第二項第七号中「算定割当量」を「国際協力排出削減量」に、「第二條第七項」を「第二條第八項」に改め、同條第七項第七号中「算定割当量」を「国際協力排出削減量」に改める。
第九條の九第六項第十二号中「算定割当量」を「国際協力排出削減量」に改める。
(商品先物取引法の一部改正)

第九條 商品先物取引法(昭和二十五年法律第二百三十九号)の一部を次のように改正する。
第三條第一項ただし書中「算定割当量」を「国際協力排出削減量」に、「第二條第七項」を「第二條第八項」に改める。
第三條の二第一項ただし書、第九十六條の二第七項第一号及び第九十六條の三十七項第一項ただし書中「算定割当量」を「国際協力排出削減量」に改める。
(信用金庫法の一部改正)

第十條 信用金庫法(昭和二十六年法律第二百三十八号)の一部を次のように改正する。
第五十三條第三項第十三号中「算定割当量」を「国際協力排出削減量」に、「第二條第七項」を「第二條第八項」に改め、同條第六項第七号中「算定割当量」を「国際協力排出削減量」に改める。
第五十四條第四項第十三号及び第五項第七号中「算定割当量」を「国際協力排出削減量」に改める。
(長期信用銀行法の一部改正)

第十一條 長期信用銀行法(昭和二十七年法律第八十七号)の一部を次のように改正する。
第六條第二項第三号中「算定割当量」を「国際協力排出削減量」に、「第二條第七項」を「第二條第八項」に改め、同條第三項第十一号中「算定割当量」を「国際協力排出削減量」に改める。

(労働金庫法の一部改正)

第十二條 労働金庫法(昭和二十八年法律第二百二十七号)の一部を次のように改正する。
第五十八條第二項第十八号中「算定割当量」を「国際協力排出削減量」に、「第二條第七項」を「第二條第八項」に改め、同條第七項第五号中「算定割当量」を「国際協力排出削減量」に改める。
第五十八條の二第二項第十六号及び第三項第七号中「算定割当量」を「国際協力排出削減量」に改める。
(登録免許税法の一部改正)

第十三條 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。
別表第一第四十号及び第九十四号中「算定割当量」を「国際協力排出削減量」に改める。
(銀行法の一部改正)

第十四條 銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)の一部を次のように改正する。
第十條第二項第十四号中「算定割当量」を「国際協力排出削減量」に、「第二條第七項」を「第二條第八項」に改める。
第十一條第四号中「算定割当量」を「国際協力排出削減量」に改める。
(保険業法の一部改正)

第十五條 保険業法(平成七年法律第五十五号)の一部を次のように改正する。
第九十八條第一項第八号中「算定割当量」を「国際協力排出削減量」に、「第二條第七項」を「第二條第八項」に改める。
第九十九條第二項第四号中「算定割当量」を「国際協力排出削減量」に改める。
(農林中央金庫法の一部改正)

第十六條 農林中央金庫法(平成十三年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。
第五十四條第四項第十六号中「算定割当量」を「国際協力排出削減量」に、「第二條第七項」を「第二條第八項」に改め、同條第七項第五号中「算定割当量」を「国際協力排出削減量」に改める。
(株式会社商工組合中央金庫法の一部改正)

第十七條 株式会社商工組合中央金庫法(平成十九年法律第七十四号)の一部を次のように改正する。
第二十一條第四項第十八号中「算定割当量」を「国際協力排出削減量」に、「第二條第七項」を「第二條第八項」に改め、同條第七項第五号中「算定割当量」を「国際協力排出削減量」に改める。
(農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律の一部改正)

第十八條 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律(平成二十五年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。
第五條第五項中「第二十一條第六項」を「第二十一條第七項」に改める。
(刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の一部改正)

第十九條 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律(令和四年法律第六十八号)の一部を次のように改正する。
第四百二十四條第十二号中「第六十七條第一項及び第六十九條」を「及び第六十七條第一項」に改める。

ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律の一部を改正する法律をここに公布する。

御 名 御 璽

令和六年六月十九日

内閣総理大臣 岸田 文雄

総務大臣 松本 剛明
農林水産大臣 坂本 哲志
経済産業大臣 齋藤 健
環境大臣 伊藤 信太郎
内閣総理大臣 岸田 文雄

法律第五十七号

ハンセン病患者家族に対する補償金の支給等に関する法律の一部を改正する法律
ハンセン病患者家族に対する補償金の支給等に関する法律（令和元年法律第五十五号）の一部を次のように改正する。
第九条第二項中「五年」を「十年」に改める。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

厚生労働大臣 武見 敬三
内閣総理大臣 岸田 文雄

スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律をここに公布する。

御 名 御 璽

令和六年六月十九日

内閣総理大臣 岸田 文雄

法律第五十八号

スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律

目次

- 第一章 総則（第一条・第二条）
第二章 特定ソフトウェア事業者の指定等（第三条・第四条）
第三章 指定事業者の義務
第一節 指定事業者の禁止行為（第五条―第九条）
第二節 指定事業者の講ずべき措置（第十条―第十三条）
第三節 指定事業者による報告書の提出等（第十四条）
第四章 違反に対する措置等
第一節 調査等（第十五条―第十七条）
第二節 排除措置命令等（第十八条―第三十条）
第五章 差止請求、損害賠償等（第三十一条―第四十一条）
第六章 雑則（第四十二条―第四十八条）
第七章 罰則（第四十九条―第五十八条）
附 則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、我が国においてスマートフォンが国民生活及び経済活動の基盤としての役割を果たしていることに鑑み、スマートフォンの利用に必要な特定ソフトウェアの提供等を行う事業者に対し、特定ソフトウェアの提供等を行う事業者としての立場を利用して自ら提供等を行う商品又は役務を競争上優位にすること及び特定ソフトウェアを利用する事業者の事業活動に不利益を及ぼすことの禁止等について定めることにより、特定ソフトウェアに係る公正かつ自由な競争の促進を図り、もって国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「スマートフォン」とは、次の各号のいずれにも該当する端末をいう。

- 一 常時携帯して利用できる大きさであること。
- 二 当該端末にソフトウェア（プログラム（電子計算機に対する指令であつて、一の結果を得ることができるように組み合わせられたものをいう。）の集合体であつて、特定の目的のために電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条及び第八条第三号において同じ。）を追加的に組み込み、当該ソフトウェアを当該端末で利用できること。
- 三 当該端末を用いて電話及びインターネットの利用ができること。

2 この法律において「基本動作ソフトウェア」とは、スマートフォンに組み込まれ、主としてスマートフォンの中央演算処理装置における演算の制御その他のスマートフォンの動作の制御を行うための情報処理を行うよう構成されたソフトウェアをいう。

3 この法律において「個別ソフトウェア」とは、スマートフォンに組み込まれ、基本動作ソフトウェアを通じて電子メールの送受信、地図の表示その他のスマートフォンの利用者の個別の用途に供されるよう構成されたソフトウェアをいう。

4 この法律において「アプリストア」とは、個別ソフトウェアのうち、他の個別ソフトウェアを有償又は無償で提供して、当該他の個別ソフトウェアをスマートフォンに組み込む用途に供されるものをいう。

5 この法律において「ブラウザ」とは、個別ソフトウェアのうち、主としてインターネットを利用してウェブページ（インターネットを利用した情報の閲覧の用途に供される電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第三十五条及び第三十六条第一項第一号において同じ。）であつて公正取引委員会規則で定めるものをいう。以下同じ。）を閲覧する用途に供されるものをいう。

6 この法律において「検索エンジン」とは、入力された検索情報（検索により求める情報をいう。）に対応して当該検索情報が記録された不特定多数のウェブページ（ウェブページ）のドメイン名（インターネットにおいて、個々の電子計算機を識別するために割り当てられる番号、記号又は文字の組合せに対応する文字、番号、記号その他の符号又はこれらの結合をいう。）その他の所在に関する情報を出力するソフトウェアをいう。

7 この法律において「特定ソフトウェア」とは、基本動作ソフトウェア、アプリストア、ブラウザ及び検索エンジンを含め総称する。

8 この法律において「特定ソフトウェアの提供等」とは、基本動作ソフトウェア、アプリストア若しくはブラウザの提供又は検索エンジンを用いた検索役務（スマートフォンの利用者が検索により求める情報を特定の分野又は画像、映像その他の特定の形式に限定することなく表示する役務をいう。第九条及び第十二条第二号イにおいて同じ。）の提供をいう。

9 この法律において「個別アプリ事業者」とは、個別ソフトウェアを提供する事業者（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号。以下「独占禁止法」という。）第二条第一項に規定する事業者をいう。以下同じ。）をいう。

10 この法律において「ウェブサイ事業業者」とは、商品又は役務の提供を目的として、スマートフォンを利用する公衆へのウェブページ又はその集合物の提示を行う事業者をいう。

第二章 特定ソフトウェア事業者の指定等

（特定ソフトウェア事業者の指定）

第三条 公正取引委員会は、特定ソフトウェアの提供等を行う事業者（次項において「特定ソフトウェア事業者」という。）のうち、当該特定ソフトウェアの提供等に係る事業の規模が他の事業者の事業活動を排除し、又は支配し得るものとして特定ソフトウェアの種類ごとに利用者の数その他の当該事業の規模を示す指標により政令で定める規模以上であるものを、次章の規定の適用を受ける者として指定するものとする。

2 特定ソフトウェア事業者は、その行う特定ソフトウェアの提供等に係る事業の規模が前項の政令で定める規模以上であるときは、公正取引委員会規則で定めるところにより、特定ソフトウェアの種類ごとに公正取引委員会規則で定める事項を公正取引委員会に届け出なければならない。ただし、同項の規定による指定（以下この章及び次章において単に「指定」という。）を受けた者（以下「指定事業者」という。）にあつては、当該指定に係る特定ソフトウェアについては、この限りでない。